

| | |
|------------------|---|
| Title | 慶應義塾法科大学院の次期10年を迎えるにあたって |
| Sub Title | |
| Author | 片山, 直也(Katayama, Naoya) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法務研究科 |
| Publication year | 2013 |
| Jtitle | 慶應法学 (Keio law journal). No.26 (2013. 6) ,p.23- 33 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 法科大学院開設10周年記念号 特集：法科大学院の現在・過去・未来 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0023 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾法科大学院の 次期10年を迎えるにあたって

片 山 直 也*

1 はじめに

平成16（2004）年4月、「理論と実務の架橋」を理念に、法科大学院を中核とする新たな法曹養成システムが始動し、今年10年目を迎える。

小職は、前年度の平成15（2003）年度から、開設準備室の一員として、法科大学院開設の準備に携わり、開設と同時に、塾法学部から法務研究科に移籍をし、爾来、民法担当の研究者教員として、塾法科大学院における法曹教育に従事してきた。この間、開設から平成19（2007）年9月まで、執行部の一員として、平良木登規男・初代委員長、豊泉貫太郎・第2代委員長の補佐を務めた。平成23（2011）年10月からは、伊東研祐・前委員長を引き継いで法務研究科委員長の現職にあることから、この度、本特集「法科大学院の現在・過去・未来」の原稿執筆の依頼を受けることとなった。

塾法科大学院は、「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念に加えて、「国際性、学際性、先端性」という独自の理念をかかげて、21世紀の法化社会に求められる幅広い人材の育成を目指し、文字通り「社中一致」で、法曹養成に邁進してきた。すでに数多くの修了生（各期ほぼ4人に3人）が司法試験に

* 法務研究科委員長任期、平成23年10月1日から現在。

合格¹⁾、将来を嘱望される法曹として活躍している。他方、残りの修了生（各期ほぼ4人に1人）も、多くの者が、塾法科大学院で学んだ法律知識や法的思考能力を活かし、いわゆる「第4の法曹」として、民間企業や官庁・地方公共団体等での活動を開始しているようである。さらに、まだまだ数こそ少ないが、2名の修了生が、修習を経て、塾法科大学院で助教（3年有期）として研鑽を重ねた後、他大学（金沢大学法学部、北海道大学法学部）に研究者教員として迎えられている。

また、多くの修了生が、法務研究科における後進の指導に協力してくれている。開設10年目を迎える平成25（2013）年度、学習支援ゼミ、修了生支援ゼミ、学習相談会などを担当する若手弁護士は50名を超える。彼らは、将来の塾法科大学院を支える実務家教員の予備軍である。すでに高い専門性を生かして、法学部や法科大学院の授業科目（医事法演習、渉外法務BPWPなど）で講師として教壇に立つ修了生も現れている。開設10年目を迎えて、法科大学院に対する厳しい逆風が吹き荒む中、これら修了生の活躍は、法科大学院を中心とした法曹養成システムが軌道に乗り、新たなサイクルが生まれつつあることを実感させるものであり、感慨深い。

本稿では、簡略に、この10年を振り返り、昨今の法科大学院をめぐる現状に触れつつ、塾法科大学院の次期10年を展望して、責めを塞ぎたい。

1) 具体的な数字を挙げれば、平成17（2005）年度修了の第1期生173名中135名（78.0%）、平成18（2006）年度修了の第2期生234名中173名（73.9%）、平成19（2007）年度修了の第3期生239名中179名（74.9%）、平成20（2008）年度修了の第4期生232名中171名（73.7%、1年受験期間を残している）、平成21（2009）年度修了の第5期生240名中182名（75.8%、2年受験期間を残している）、平成22（2010）年度修了の第6期生224名中157名（70.1%、3年受験期間を残している）、平成23（2011）年度修了の第7期生219名中121名（55.3%、4年受験期間を残している）が、（新）司法試験に合格している。

2 塾法科大学院の10年を振り返って

(1) 2004年度～2006年度

塾法科大学院の開設は、平成15（2003）年12月に実施された最初の入試における出願期間の延長に象徴されるように、決して順風満帆とはいえず、むしろ混乱の中での船出であった²⁾。しかし、法科大学院における教育の真の成果が、10年後、20年後の修了生の法曹としての活躍によって測られるべきものであるとしても、仮に現時点での潜在的な可能性の一端が、司法試験の合格者数・合格率に現れていると見るならば、少なくともこの最初の10年間については、塾法科大学院が全国の法科大学院中もっとも成功した法科大学院の1校であり、質および量において法曹養成に一定の貢献を果たしたと評価することは許されるであろう。

成功の要因として、以下の諸点を挙げるができるが、いずれの点も、既に創設期の3年間に確立されていたといえよう。

第1は、実務家教員と研究者教員の協働がうまく機能したという点である。最先端のベーシック・プログラム（BP）、ワークショップ・プログラム（WP）は、実務家教員と研究者教員の共同担当を原則し、法律基本科目においても、民法総合Ⅱ（当初は民法総合Ⅰも）では、実務家教員と研究者教員の共同担当を実現した³⁾。この点は、他の法科大学院では類例を見ないようで、他大学の教員から驚嘆と賞賛の声が聞かれるところである。共同担当ではないが、6クラス制で展開されている2年、3年次の法律基本科目においては、民法総合Ⅰ、商法総合Ⅰ、商法総合Ⅱ、刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰなどの多くの科目で、実務家教員（裁判官派遣や検察官派遣の実務家教員も含めて）と研究者教

2) 塾および法学部の協力があつたからこそ、創設期における混乱を切り抜けることができた点を忘れてはならない。10年を迎えるにあたって、改めて謝意を表する次第である。

3) 私自身が担当した民法総合Ⅱの授業の概要を紹介する記事として、加々美光子＝栗林美保＝片山直也「実践応用演習・民法総合——当事者の主張をいかに組み立て、争点をいかに整理し、紛争につき、いかに的確に判断を下すかを学び、かつそれを通して法形成を模索する」ロースクール研究6号（民事法研究会・2007年）111頁以下参照。

員がそれぞれクラスを担当することによって、教材作成、授業準備、試験の打ち合わせ等で意見交換、ときには長時間に亘って激しい議論を重ねる機会を持つことができ、相互に刺激を受けながら、まさしく「理論と実務の架橋」の理念に沿う形で、教員の教育力を向上させる結果につながったと確信している。

第2は、塾のよき伝統を継承した三田法曹会所属の実務家教員・塾出身研究者教員と、塾外からお越しいただいた優秀な実務家教員・研究者教員とが、相互に尊重し合い、「半学半教」や「社中一致」の精神を共有しつつ、相乗効果を発揮することができたという点を挙げることができよう。

第3は、カリキュラム・ポリシーである。実践的な法律基本科目、徹底した法律実務基礎科目、多彩な選択科目を2年次以降に並行して段階的に学ぶカリキュラムが組まれた点が重要であろう。院生にとってはややハードではあるが、司法試験の合格とともに、プロセスとしての法曹養成の後半に位置づけられる司法研修所での事実認定に重点を置いた教育との連携、法曹として活躍する際に求められる高度の専門性（付加価値）を明確に意識したカリキュラムとなっている点が、院生に高い意識を持たせつつ、法曹に必要な能力を涵養し、また、それによって法曹各界から塾法科大学院修了生に対する高い評価および信頼を獲得することに繋がっていると分析できる。

第4には、塾法科大学院は、「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念に加えて、「国際性、学際性、先端性」という独自の理念を掲げているが、これらの「理念」の持つ潜在的な力を看過できないと考えている。まずは、あまり指摘されていない点であるが、「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念が、福澤のいう「実学」の精神にまさしく合致しているという点を指摘しておかなければならない⁴⁾。次いで、「国際性、学際性、先端性」の理念については、開設時の3年間（平成16年度～18年度）は、同理念に基づいて、「ワークショップ・プログラムによる教育展開」を立ち上げ、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの資金を得て、今日に繋がる多分野（平成25年度は16分野）にわたる多彩なワークショップ・プログラム（WP）の興隆を導くことができたし、後述するように、次期10年の塾法科大学院の行く手を正

しく照らすことになるのも、この「国際性、学際性、先端性」の理念であることが予測される。

(2) 2007年度～2011年度

2007（平成19）年2月から3月に起こった不祥事への対応として、同年9月、「再発防止策」および「ガイドライン」が策定され、これらを厳格に遵守するとともに、不適切な行為が再び起こることのない学内体制を早急に確立するために、「再発防止委員会」が設置された。その後、5年間に亘って再発防止体制が続くことになる。

また、2007（平成19）年度には、大学基準協会による第1期目の認証評価が行われたが、法科大学院開設から3年経過したばかりでまさに試行錯誤を繰り返していた創設期における、はじめての法科大学院認証評価であったという点に加えて、不祥事による混乱も重なり、「適合」認定ではあったが、再発防止関係の資料を2012（平成24）年度まで毎年提出せよとの要請が付された、いわば「条件付き」の「適合」認定であり、きわめて厳しい認証評価結果が下された。特に「フォローアップタイム」や「実務家ゼミ」などについては、慶應義

4) 法科大学院の理念である「理論と実務の架橋」、換言すれば、法曹教育を大学という研究機関（特に慶應義塾）において行うことの意義を考えるに際しては、福澤の「実学」の精神に立ち戻ることが有益であろう。丸山眞男は、2つの重要な指摘をなしている。第1は、福澤の「実学」は、単なる実用主義や経験主義とは異なるという点である。すなわち「(福澤は)全く新たな人間類型、彼の所謂『無理無則』の機会主義を排してつねに原理によって行動し、日常生活を絶えず予測と計画に基いて律し、試行錯誤 (trial and error) を通じて無限に新らしき生活領域を開拓して行く奮闘の人間——の育成を志した」と分析している(丸山眞男「福沢における『実学』の転回」同『福沢諭吉の哲学他六篇』(岩波文庫・2001年)61頁)。第2は、「通俗道德論」の著名な一節「左れば斯る人情の世界に居ながら、唯一向に数理に依て身を立て世を渡らんとするは甚だ殺風景にして、洵も人間の実際に行はれ難(し)」(『福澤諭吉全集第10巻』(1970年・再版・岩波書店)116頁)から、福澤の「実学」は、科学主義(科学的決定論)への懐疑を内包しており、実際の処理の仕方は「少しづつ、にても人情に数理を調合して社会全体の進歩を待つの外ある可らず」という漸進主義であったと分析する点である(丸山・同63頁)。この2点は、「実学」として「法」を学び、実践する法曹実務家にとって、きわめて示唆に富む。

塾の伝統でもある「半学半教」の精神に則った、教員やOB弁護士による自発的な親身な指導の延長にあるものと理解していたところ、逆にそこにみられる姿勢が不祥事をもたらしたと指摘された点は、ファカルティをはじめ関係者にどれほどの衝撃を与えたか計り知れない。これらを試練と受け止め、意識改革を図る必要があった。

この5年間は、「フォローアップタイム」の廃止、運営委員会と研究科委員会との権限分掌の明確化、研究科委員長選挙の実施、教員人事手続きの適正化などの制度改革と並行して、少しずつ意識改革が進められてきた。何よりも、優秀な院生たちに救われたところが大きい。彼らは、塾法科大学院の置かれた立場をよく理解し、自主的に勉強するスタイルを身に付けていった。また、再発防止外部調査委員会や法科大学院協会を通して、他大学法科大学院の先生方からも様々な形で指導・協力を得る中で、ファカルティにも、大規模コースターとしての責務（説明責任を含む）を果たし、対外的な信頼を獲得しなければならないとの意識が芽生えてきたように感じている。

他方、この間、再発防止委員会による再発防止ガイドラインの厳格な運用が、制度改革と意識改革を支えてきたが、その反面、教育上、過剰なまでの萎縮効果を生んだことも否定できない。

塾法科大学院が、再発防止への対応に追われつつ、組織改革・意識改革に真摯に取り組んできたこの5年間、全国の法科大学院に目を転ずるならば、「法曹の質の低下」が指摘され、具体的な数字の上でも、志願者数の減少、競争倍率の低下等、法科大学院を中心とした法曹養成制度自体の歪みが徐々に表面化してきていた。平成21（2009）年4月、第4期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」を公表し、志願者数が4万人を割り、入試の競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が多数に及ぶ中、修了者の質の確保が急務であるとし、未修者教育の充実、コアカリ（共通到達目標）の策定、入学定員削減・統廃合等を推進することとした。塾法科大学院でも、平成22（2010）年度から未修者コース1年目の法律基本科目を5単位増設し（単位化は翌年度から）、平成23（2011）年度か

らは、定員を260人から230人に削減した。そして、平成23（2011）年度には、ついに予備試験制度がスタートした。

(3) 2012年度～2013年度

平成24（2012）年度に、大学基準協会による第2期の認証評価を受け、「適合」との評価結果が下された。まずは、100科目以上にもわたる多種多様な展開・先端科目の開設、「ワークショップ・プログラム」、「テーマ演習」および「テーマ研究」、「リサーチペーパー」などの塾法科大学院のカリキュラムに対して高い評価が与えられた。次いで、修了生の司法試験の合格状況と学業成績の相関関係を対外的に公表している点、助教の採用体制を整備し、司法修習修了生を研究者として養成した点など、独自の取り組みも評価された。さらに、新たに始動した「学習支援ゼミ」についても、文字通り「学習支援」のためのゼミとして位置づけられるものであり、受験のテクニックを伝授するようなものではなく、当該制度の趣旨に則った適切なものと認めることができ、また、再発防止に関して、「ガイドライン」の周知徹底が図られており、法科大学院制度の理念に反するような過度な司法試験受験対策に偏する教育は認められなかったと評価を受けたことには安堵した。5年間の努力が報われた思いである。

さらに、平成24（2012）年11月には、法務省・司法試験委員会から、司法試験考査委員推薦を解禁するとの通告を受けた。

以上から、法務研究科における再発防止の取り組みは、ほぼ初期の目的を達成したといえることができよう。他方、この5年間のガイドラインの厳格な運用が、教育指導上、過度の萎縮効果を生じさせ、法科大学院において本来行われるべき「法律文書作成指導」を十分に行うことができないとの教員の声を受けて、法務研究科では、平成25（2013）年4月、再発防止の趣旨目的を堅持しつつ、法科大学院教育のさらなる充実化の要請に応えるべく、ガイドラインおよびその運用指針の見直しを行った。

この間、小職は、平成23（2011）10月に研究科委員長に就任した。就任後、「学習支援ゼミ」の導入、修了生支援の充実化（特別研修生、科目等履修生、修了生支援ゼミ）、入試制度改革、研究環境の整備（サバティカル、若手研究者教員

の留学）等の施策を進めてきたが、より中長期的には、「国際性、学際性、先端性」という理念を発展させて、「フォーラムとしての法科大学院」⁵⁾というコンセプトに立脚し、少しずつではあるが、次期10年を迎えるための準備に着手することとした。

平成24（2012）年11月には、ミャンマーから最高裁判事他4名の現役裁判官を招聘し、三田で講演会を開催した。それを機に、「国際交流・グローバル化プロジェクト募金」を募り、次期10年において、「国際性」の理念に基づいて、中長期的ないくつかのプロジェクトを試行実施し、本格的に「グローバル法曹」の養成に着手することとした。重点項目として、①アジア諸国との国際的な交流の推進、②優秀な院生および修了生の海外派遣プログラム（特にギャップ・ターム（司法試験後から司法修習開始までの期間）を活用した修了生の短期派遣）の充実化、③院生と留学生との交流を通したオン・キャンパスでのグローバル化の推進などを計画している。早速、②については、平成25（2013）年度から実施が予定されている。

また、一方では、法科大学院制度のそもそもの理念であった多様な法律専門

5) パンフレットやHPでは、「プロフェッショナルとしての法曹、エリートとしての法曹、フォーラムとしての法科大学院」という形で標語化し、院生や入学希望者に塾法科大学院の理念を伝え、高い意識を持つように促している。「エリートとしての法曹」という表現は、誤解を招くおそれはあるが（もちろんここでいう「エリート」は、特権階級という意味ではなく、スペインの思想家であるオルテガがいうように、自らに多くの要求を課し、進んで困難に立ち向かい、つねに前進しようとする者（前注4）の「奮闘的人間」を指している）、塾法科大学院でも、期を重ねるごとに、とにかく司法試験に合格することがもっぱらの関心事で、内向きでかつ正解志向が強過ぎる学生が増えてきたとの危機意識があり、敢えてこの表現を用いることとした。多様化し、激変する21世紀の社会において、我々が法曹として紛争に直面するとき、予め答えが与えられていることなど皆無なのだから、自分の頭で考え抜き、社会に対して新しい価値を提示することが求められている。そこで必要とされる法曹の能力とは、①社会の絶えず変化するニーズを的確に掴み取る力、次いで、②それらの諸々のニーズを法の理念（正義や公平）に照らして整序した上で、法を適用し、さらには立法上、法解釈上、法政策上の具体的な提言に結びつける力であり、揺らぐことのない基本をしっかりと身につけた上で、「社会」と「法」のダイナミズムを受け止める力量が問われているとのメッセージである。

家の養成という原点に立ち戻りつつ、職域拡大という現実的要請に応えるとの趣旨から、他方では、総合大学である慶應義塾大学の中に設置された法科大学院であるという利点を最大限生かしつつ、塾法科大学院の学際性・先端性という理念に沿った法曹養成を行うという趣旨から、開設10年を迎える法務研究科の新規事業として、2つの新たなタイプのワークショップ・プログラム（WP）、「企業内リーガル・セクションWP」および「起業（インキュベーション）と法WP」を開設することとした。企業派遣、修了生リカレントなどの研修生の積極的な受け入れ、KBS（慶應ビジネス・スクール）等をパートナーとしたインターキャンパスでの連携を重視する点で、従前のWPとの差別化を図り、数年後には「フォーラム型WP」として独立させることができると考えている。

しかしここ数年、法科大学院制度を巡る状況は深刻さを増している。法科大学院の志願者は激減し、平成25（2013）年度入試では、全国の法科大学院の志願者数は13,924人（延べ数ゆえ実数は約5,000人と見られる）、入学者数は2,698人と大幅に定員を割り込んだ。塾法科大学院もはや例外とはいえ、志願者数は1,110人（未修199人、既修911人）で、一昨年度から一挙に約300人減少した。特に未修者の志願者減には歯止めがかからず、受験倍率は2.05倍で、かろうじて2倍を確保したが、入学者数は58名と大幅に定員割れを余儀なくされた。政府の法曹養成検討会議は、平成25（2013）年4月に「中間的取りまとめ」を公表し、法曹有資格者の活動領域の在り方、法曹人口の在り方、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進、予備試験制度のあり方について抜本的な制度の見直しを提言している。いよいよ法科大学院制度自体が、存亡の危機を迎えているといっても過言ではないであろう。まさしく正念場である。

3 次期10年を迎えるにあたって

塾法科大学院は、開設以来、司法試験につき、高い合格率・合格者数を堅持し、法曹界に多様な人材を輩出してきた。その意味では、塾法科大学院の理念

に沿ったこの10年間の法曹教育に誇りを持ち、今後もその理念を堅持し、さらなる改革を進めて行くことが基本姿勢となるであろう。ただ同時に、昨今の法曹志願者の激減、修了生の就職難等、法科大学院をめぐる厳しい状況が続く中、塾法科大学院には、大規模ロースクールとして、法科大学院制度の存在意義、すなわち、法曹養成を大学という枠組みにおいて行うことの意義および魅力をより積極的に示す責務が課されていると考えている。

まずは、プロセスとしての法曹養成という視点からは、後半の司法研修所での教育（司法修習）との連携および役割分担を意識しつつ、前半の法科大学院での教育において何をなすべきかを明確にすべきである。塾法科大学院においては、司法研修所における訴訟を念頭においた司法修習をアカデミックな側面からサポートし、真の意味での「実学」に基づく法曹養成を実現することが重要となるであろう。

次いで、21世紀社会が求める多様な法曹を養成するために、狭義の法曹（法曹三者）をめざす者に対して主体的に付加価値を身につける機会を与えるとともに、必ずしも法曹資格の有無にとらわれない広義の専門職としての法律家（いわゆる「第4の法曹」）の養成も視野に入れた教育を実施すべきではなからうか。その点からは、塾法科大学院における中長期の教育システムの改革は、開設の理念に立ち戻り、引き続き「国際性・学際性・先端性」の理念に沿って行われるべきであり、当初10年の間に「ワークショップ・プログラム」を中心として形成されたリソースを基盤として、次期10年は、開かれた「フォーラム型」の法科大学院を模索することが求められよう⁶⁾。

6) 現在、法務研究科内に、「中長期将来構想検討委員会」および「未修者コース改革検討委員会」を組織して、次期10年を見据えた制度改革についての議論を行っており、本年（平成25年）7月には、両検討委員会からの改革提言が報告される予定である。前記「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に対して、塾法科大学院は、パブリック・コメントとして、執行部（補佐会議）の意見を集約し、平成25年5月10日に、委員長名で「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に対する意見を提出したが、その中で、中長期将来構想検討委員会での議論を先取りして、以下のような具体的な提言をなしている。

塾法科大学院が、引き続き法曹教育を先導し、現在の法科大学院制度の危難を乗り越え、次期10年にさらなる飛躍を遂げんことを期待したい。

(平成25年 5月)

法科大学院の自主的な組織見直しの一つの在り方として、専門職学位である「法務修士（専門職・法学関係）」の積極的な活用の推進を提言したい。すなわち、法科大学院（「法務博士（専門職・法曹養成関係）」コースとは別に、「法務修士（専門職・法学関係）」コースを設けて、法科大学院の定員の一部ないし全部を移行することにより、翻って法科大学院の活性化を図ることを検討すべきではなかろうか。

……新たな法化社会の多様化し、専門化する需要に対応するために、法曹の多様化・専門化をさらに推進すべきだと考えるからである。たとえば、今後は、グローバル・フィールドで活躍する法曹をめざす者に対して、英語によるトランス・ナショナル法の授業を行い、グローバルな法的思考能力および法的紛争解決能力を涵養し、かつ世界各国で法曹をめざす外国人留学生と議論を行う環境を、わが国における法曹教育の一環として整備することが求められよう。その枠組みとして「法務修士（専門職・法学関係）」コースの活用が有効だと思われる。外国人留学生の受け入れを容易にし、狭義の法曹に対する付加価値の付与（法曹リカレント）としてだけではなく、企業内法務（特にグローバル・フィールドにおける企業法務）等で活躍する広義の法曹の育成にも資すると思料されるからである。